

中小企業販路開拓助成金交付要綱

沿革

平成16年4月11日 制定
平成17年2月23日一部改正
平成18年4月11日一部改正
平成19年3月13日一部改正
平成20年3月10日一部改正
平成20年7月14日一部改正
平成21年3月10日一部改正
平成21年7月15日一部改正
平成22年3月15日一部改正
平成24年5月18日一部改正
平成25年3月14日一部改正
平成26年2月21日一部改正
平成27年2月16日一部改正
平成28年3月15日一部改正
平成29年2月23日一部改正
令和2年7月30日一部改正
令和3年6月7日一部改正
令和3年8月17日一部改正
令和4年4月1日一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、中小企業の販路開拓を促進するため、中小企業者及び団体の展示会、見本市等への出展に対して、予算の範囲内で助成金を公益財団法人長野県産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、中小企業者及び団体とは、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定するもののうち、製造業を主たる事業として営む会社及び個人。ただし、以下の中小企業者は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業が所有している中小企業

オ アからウに該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

注：大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者をいう。

(2) 団体とは、次に掲げるものであって、中小企業者を主たる構成員とするものをいう。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 法人又は任意団体であって、設立目的、運営状況、永続性等から判断して理事長が適当と認めたもの

(助成対象者)

第3 第1に規定する助成金の交付を受けることができる者は、長野県内に主たる事業所を有する中小企業者及び団体とする。ただし、原則として過去に交付決定を受けた同一の展示会、見本市等への出展者は除く。

(助成対象展示会、見本市等)

第4 助成の対象とする展示会、見本市等（インターネットを活用して実施する対面型でない展示会、見本市等（以下「オンライン展示会」という。）を含む。）は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 助成対象者の製品及び商品の販路開拓に資するものであること。
- (2) 消費者への販売を主たる目的としたものでないこと。
- (3) 長野県外(海外を含む)で開催されるものであること。なお、オンライン展示会にあつては、長野県外(海外を含む)での販路開拓を主な目的としたものであること。
- (4) 主催者及び共催者が公益財団法人長野県産業振興機構（以下「機構」という。）、国又は地方公共団体以外の者であること。
- (5) 機構または県市町村が共同出展者を募集する展示会、見本市等の場合においては、「長野県コーナー」又は「市町村コーナー」への出展でないこと。
- (6) 別表1に係る経費について他の行政機関、公的支援機関からの助成を受けていないこと。

(助成対象経費及び助成額)

第5 助成金の交付の対象となる経費及び助成額は、別表1のとおりとする。

(事業計画書の提出)

第6 助成金の交付を受けようとする者は、中小企業販路開拓助成金事業計画書（様式第1号）及び添付書類を理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7 理事長は、助成金の事業計画書の提出があつたときは、必要に応じてヒアリングを行い、審査会においてその内容を審査のうえ、適正と認めるときは事業計画書を交付申請書とみなし、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。なお、審査会の設置要綱については、別に定める。

(申請の取下げ)

第8 申請者は、助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定を受けた日から10日以内に中小企業販路開拓助成事業補助金交付申請取下書（様式第3号）を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

(助成事業の内容等の変更)

第9 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容及び助成対象経費の変更をしようとするときは、あらかじめ中小企業販路開拓助成事業変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第10 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業販路開拓助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業遅延等の報告)

第11 助成事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに、中小企業販路開拓助成事業遅延等報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12 助成事業者は、助成事業が完了したときは、中小企業販路開拓助成事業実績報告書（様式第7号）に係る書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は助成金交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日とする。
- 3 助成事業者は、助成事業完了後5年間は、理事長の求めに応じて販路開拓の成果等について報告書を提出するものとする。

(助成金の額の確定)

- 第13 理事長は、第12第1項に規定する報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第9に基づく承認をした場合は、その承認された内容）に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定書（様式第8号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

- 第14 助成事業者は、助成金の交付を請求しようとするときは、中小企業販路開拓助成金交付請求書（様式第9号）を、理事長に提出するものとする。

(帳簿の整備等)

- 第15 助成事業者は、助成事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(助成金交付決定の取り消し)

- 第16 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成金交付決定の内容、条件その他法令若しくはこの要綱に定める事項に違反したときは、助成金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、助成金交付決定の取消しをした場合には、その旨を助成事業者に対し速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第17 助成事業者は、第16の規定により取消を受けた場合において既に助成金の交付を受けているときは、助成金を返還しなければならない。

(補則)

- 第18 この要綱の実施について、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年8月17日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第5 関係)

区分	経費	助成額
海外の展示会、見本市等への出展	主催者に支払う出展料及び その他対象経費（通訳代及び 輸送費等）（消費税額を除く） ※出展料は名目が参加料及 び登録料等のものを含む。以 下同じ。 ※助成対象経費詳細は、別表 2のとおりとする。	・出展料及びその他対象経費合計の2分の1以 内の金額とし、助成額に1,000円未満の端数が 生じたときは、これを切捨てる。 ・750,000円を限度とする。
国内の展示会、見本市等への出展	主催者に支払う出展料 （消費税額を除く）	・出展料の3分の1以内の金額とし、助成額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切 捨てる。 ・200,000円を限度とする。
オンライン展示会への出展	主催者に支払う出展料及び オプション費用 （消費税額を除く） ※助成対象経費詳細は、別表 3のとおりとする	・出展料及びオプション費用合計の3分の1以 内の金額とし、助成額に1,000円未満の端数が 生じたときは、これを切捨てる。 ・200,000円を限度とする。

別表2 海外の展示会、見本市等の助成対象経費

区分	助成対象経費	詳細及び制限
海外の展示会、見本市等への出展	出展料	主催者に支払う小間料（消費税額を除く）
	装飾料	主催者に支払う基本装飾・基本備品等
	通訳代	展示会会期中のみとし、上限を150,000円とする。
	印刷製本費(外国語版パンフレット作成費用等)	翻訳料は100,000円を上限とする。 展示会使用分のみ1,000部以内かつ150,000円を上限とする。
	輸送費	国内及び海外輸送費で、展示に必要な物品等（製品、パンフレット、装飾品及びその付属品等）
	渡航費	2名までとし、国内旅費は含まない。 往復航空運賃（ビジネスクラス以上等特別に付加された料金は対象外とする。） 燃料サーチャージ 国内空港施設料 空港保安サービス料 海外空港税

別表3 オンライン展示会への助成対象経費

区分	助成対象経費	詳細及び制限
オンライン展示会への出展	出展料	主催者に支払う定額の出展料（消費税額を除く） 名目が参加料及び登録料等のものを含む。
	オプション費用	主催者に支払う追加オプションの費用

令和 年 月 日

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長 様

所在地
名称
代表者名 印

令和 年度中小企業販路開拓助成金事業計画書 (交付申請書)

令和 年度中小企業販路開拓助成事業を下記のとおり実施したいので、中小企業販路開拓助成金交付要綱第6の規定により提出 (申請) します。

記

1 助成事業の目的

2 助成対象経費及び助成金交付計画 (申請) 額

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 助成対象経費 | 円 |
| (2) 助成金交付計画 (申請) 額 | 円 |

3 助成事業の内容

別紙のとおり

4 助成事業完了予定年月日

令和 年 月 日

注) 添付書類

1. 実施計画書 (別紙)
2. 中小企業者又は団体の概要の分かる書類 (中小企業者は企業の登記簿謄本、会社案内等、団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿)
3. 展示会・見本市等の概要がわかるもの (開催案内等)

様式第1号 別紙 (第6関係)

実施計画書 (国内展示会・見本市出展者用)

1 中小企業者又は団体の概要

企業名又は団体名		代表者 (団体にあつては代表者及び所属企業等を記載)	
担当者役職・氏名 (団体: 所属企業等)		住所 〒	
電話	FAX	担当者Eメール	
従業員数 (団体の場合は会員数を記載)		設立年	資本金
業種・事業内容 (団体の場合は目的を記載)			
出展予定製品			

注) 中小企業者は企業の登記簿謄本、会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 出展する展示会・見本市等

名称		主催者	
		電話	FAX
内容			
チェック欄: <input type="checkbox"/>	出展に際し「市町村枠」での出展、他の行政機関、支援機関の助成は受けていません。 (受けていない場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入)		
開催場所 (会場名及び所在地)		開催期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
募集期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		出展料等の納入期限 令和 年 月 日	
出展料 千円 (千円× 小間・㎡)		団体の出展予定企業数 (団体出展の場合のみ記入) 社	
期待される効果			
過去の出展状況			

注) 開催案内等、展示会・見本市等の概要がわかるものを添付すること。

様式第1号 別紙 (第6関係)

実施計画書 (海外展示会・見本市出展者用)

1 中小企業者又は団体の概要

企業名又は団体名		代表者 (団体にあっては代表者及び所属企業等を記載)	
担当者役職・氏名 (団体: 所属企業等)		住所 〒	
電話	FAX	担当者Eメール	
従業員数 (団体の場合は会員数を記載)		設立年	資本金
業種・事業内容 (団体の場合は目的を記載)			
出展予定製品			

注) 中小企業者は企業の登記簿謄本、会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 出展する展示会・見本市等

名称		主催者	
		電話	FAX
内容			
チェック欄: <input type="checkbox"/>	出展に際し他の行政機関、支援機関の助成は受けていません。(受けていない場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入)		
開催場所 (会場名及び所在地)		開催期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
募集期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		出展料等の納入期限 令和 年 月 日	
出展料 千円 (千円× 小間・㎡)		団体の出展予定企業数 (団体出展の場合のみ記入) 社	
出展料以外の助成対象経費 (装飾料、通訳代、印刷費 (パンフレット作成費)、輸送費、旅費等)			
経費金額の根拠となる書類 (見積書等) を添付すること。		合計	千円
期待される効果			
過去の出展状況			

注) 開催案内等、展示会・見本市等の概要がわかるものを添付すること。

様式第1号 別紙 (第6関係)

実施計画書 (オンライン展示会出展者用)

1 中小企業者又は団体の概要

企業名又は団体名		代表者 (団体にあっては代表者及び所属企業等を記載)	
担当者役職・氏名 (団体: 所属企業等)		住所 〒	
電話	FAX	担当者Eメール	
従業員数 (団体の場合は会員数を記載)		設立年	資本金
業種・事業内容 (団体の場合は目的を記載)			
出展予定製品			

注) 中小企業者は企業の登記簿謄本、会社案内を添付すること。

注) 団体は団体の定款、設立登記簿謄本、予算書、決算書及び構成員名簿を添付すること。

2 出展する展示会・見本市等

名称		主催者	
		電話	FAX
内容			
チェック欄: <input type="checkbox"/>	出展に際し「市町村枠」での出展、他の行政機関、支援機関の助成は受けていません。(受けていない場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入)		
開催方法 (該当する場合は <input checked="" type="checkbox"/> を記入) <input type="checkbox"/> 主催者が提供するオンライン		開催期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 うち出展期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
募集期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		出展料等の納入期限 令和 年 月 日	
出展料 円		団体の出展予定企業数 (団体出展の場合のみ記入) 社	
主催者に支払うオプション費用			
経費金額の根拠となる書類 (見積書等) を添付すること。		合計	円
期待される効果			
過去の出展状況			

注) 開催案内等、オンライン展示会の概要がわかるものを添付すること。

3 出展予定企業概要（団体出展の場合のみ記入）

企業名		所在地	
代表者		資本金	従業員
業種		電話	FAX
出展予定製品			

企業名		所在地	
代表者		資本金	従業員
業種		電話	FAX
出展予定製品			

企業名		所在地	
代表者		資本金	従業員
業種		電話	FAX
出展予定製品			

企業名		所在地	
代表者		資本金	従業員
業種		電話	FAX
出展予定製品			

企業名		所在地	
代表者		資本金	従業員
業種		電話	FAX
出展予定製品			

企業名		所在地	
代表者		資本金	従業員
業種		電話	FAX
出展予定製品			

様

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長

令和 年度中小企業販路開拓助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度中小企業販路開拓助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成対象者

名 称:

所在地:

2 助成対象内容（展示会・見本市等の名称、展示内容等）

3 助成対象経費及び助成金交付決定額

(1) 助成対象経費 円

(2) 助成金交付決定額 円

令和 年 月 日

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長 様

所在地
名称
代表者名

印

令和 年度中小企業販路開拓助成金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 経支第 号で助成金交付決定のあった、令和 年度中小企業販路開拓助成事業について、下記の理由により申請を取下げます。

記

取下げの理由

令和 年 月 日

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長 様

所在地
名称
代表者名

印

令和 年度中小企業販路開拓助成事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 経支第 号で助成金交付決定のあった、令和 年度中小企業販路開拓助成事業を下記のとおり変更したいので、中小企業販路開拓助成金交付要綱第9の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 助成対象経費及び助成金交付申請額

	変更前	変更後
助成対象経費	円	円
助成交付申請額	円	円

(2) 助成事業の内容

令和 年 月 日

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長 様

所在地
名称
代表者名

印

令和 年度中小企業販路開拓助成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 経支第 号で助成金交付決定のあった、令和 年度中小企業販路開拓助成事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、中小企業販路開拓助成金交付要綱第10の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 中止（廃止）する理由

3 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長 様

所在地
名称
代表者名

印

令和 年度中小企業販路開拓助成事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 経支第 号で助成金交付決定のあった、令和 年度中小企業販路開拓助成事業について下記のとおり事故があったので、中小企業販路開拓助成金交付要綱第11の規定により報告します。

記

- 1 助成事業の進捗状況
- 2 助成対象経費及び助成金交付決定額
助成対象経費 円
助成金交付決定額 円
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 助成事業の完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長 様

所在地
名称
代表者名 印

令和 年度中小企業販路開拓助成事業実績報告書

令和 年 月 日付け 経支第 号で助成金交付決定のあった、令和 年度中小企業販路開拓助成事業を下記のとおり完了しましたので、中小企業販路開拓助成金交付要綱第12の規定により報告します。

記

1 助成対象経費及び助成金交付決定額

助成対象経費	助成金交付決定額
円	円

2 助成事業完了期日

令和 年 月 日

3 助成事業の実績

展示会・見本市等の名称	
開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
出展期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※オンライン展示会について記入
開催場所（会場名及び所在地）	

注) 添付書類

1. 成果等報告書（別紙1）
2. 経費の支払いに係る証拠書類（銀行が発行する振込金受取書、インターネットバンキング振込明細書等）の写し
3. 出展の様子がわかるもの（写真、パンフレット等）
4. オンライン展示会については、展示会への出展が確認できるパソコン画面の写し等

(別紙1)

令和 年度中小企業販路開拓助成事業成果等報告書

助成対象事業者名：

展示会・見本市等の名称	
出展製品・技術	
事業の成果等 (1) 事業の具体的な実施内容	
(2) 商談等の状況 (全体の商談件数 件)	
①商談が成立したもの 件 (万円) 主な内容	
継続案件・その他の内容	
②試作依頼 (件)	
③見積依頼 (件)	
④図面検討 (件)	
⑤後日訪問約束等 (件)	
⑥その他 (名刺交換・カタログ請求、代理店開拓等) (件)	
(3) その他の成果	

①～⑥の合計が全体の商談件数に合致するようにして下さい。

様

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長

令和 年度中小企業販路開拓助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度中小企業販路開拓助成金について、下記のとおり
確定したので通知します。

記

1 助成対象者

名称：

所在地：

2 助成対象内容(展示会・見本市等の名称、展示内容等)

3 助成金交付決定額及び助成金交付確定額

(1) 助成金交付決定額 円

(2) 助成金交付確定額 円

令和 年 月 日

公益財団法人 長野県産業振興機構
理事長 様

所在地
名称
代表者名

印

令和 年度中小企業販路開拓助成金交付請求書

令和 年 月 日付け 経支第 号で助成金の額の確定のあった、令和 年度中小企業販路開拓助成金について、中小企業販路開拓助成金交付要綱第14の規定により下記のとおり請求します。

記

1 助成金の額の確定額

円

2 助成金の交付請求額

円

3 支払の方法

口座振込

【振込先(団体口座)】

金融機関名	支店名	種目	口座番号(左づめで記入)
		1. 普通 2. 当座
(フリガナ)			
口座名義			